

改正

平成22年9月24日条例第27号

平成24年3月26日条例第9号

平成25年3月29日条例第12号

平成26年1月15日条例第3号

令和元年12月20日条例第30号

飯綱町特定環境保全公共下水道条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等（第4条の2—第4条の7）

第2章 排水設備の設置等（第5条—第9条）

第3章 公共下水道の使用（第10条—第23条）

第4章 使用料及び手数料（第24条—第32条）

第5章 雑則（第33条—第42条）

第6章 罰則（第43条—第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、飯綱町が行う公共下水道の設置、管理及び使用について、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令で定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

第2条及び第3条 削除

（用語の定義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。
- （2）公共下水道 汚水を排除し、又は処理するために組合が管理する下水道で終末処理場を有するものをいう。

- (3) 終末処理場 汚水を最終的に処理して河川その他の公共水域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。
- (4) 処理区域 排除された汚水を終末処理場により処理することができる地域で、供用の開始を公示された区域をいう。
- (5) 排水設備 排水区域内の汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠(きよ)その他の排水施設(屋内の配水管これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み、し尿浄化槽を除く。)をいう。
- (6) 取付管 公共ますから公共下水道の本管に接続するための連絡管をいう。
- (7) 公共ます 排水設備と取付管を連絡するため組合が設置したますをいう。
- (8) 特定施設 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。)第2条第2項に規定する特定施設(下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下「令」という。)第9条の2に規定する施設を除く。)をいう。
- (9) 除害施設 悪質汚水が公共下水道に流入することを防ぎ、当該汚水による障害を除去するために排水設備に附帯して設ける施設をいう。
- (10) 特定事業場 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (11) 排水設備設置義務者 法第10条第1項に規定する排水設備を設置すべき者をいう。
- (12) 使用者 汚水を公共下水道に排除して、これを使用する者をいう。
- (13) 水道及び給水装置 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道及び同条第9項に規定する給水装置をいう。
- (14) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、その始期及び終期は規則で定める。

第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第4条の2 法第7条第2項に規定する条例で定める公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第4条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第4条の3 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第4条の5において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。

- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の侵入を最小限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第4条の4 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠(きょ)の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他の水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠(きょ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠(きょ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きょ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第4条の5 処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造の技術上の基準は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他の臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第4条の7において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、廃液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第4条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道
(終末処理場の維持管理)

第4条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようエアレーションを調整すること。
- (2) 沈砂池又はちんでん池のどろために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾(ろ)過法による場合は、濾(ろ)床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾(ろ)材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、廃液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

第2章 排水設備の設置等

(排水設備の設置義務)

第5条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から3年以内に排水設備を設置しなければならない。

2 町長が特別の事情があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

(排水設備の接続方法、内径及び勾配)

第6条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共下水道の公共ますその他の排水施設又は他の排水設備（以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法で規則の定めるところによるものとする。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配は、町長が特別の理由があると認められた場合を

除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠(きよ)の断面積は、同表の左欄の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位：人)	排水管の内径 (単位：mm)	勾配
150未満	100以上	100分の2.0以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、町長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により届け出て、同項の規定による町長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更で規則で定めるものにあつては、その旨を町長に届け出ることをもって足りるものとする。

(排水設備等の工事の実施)

第8条 排水設備の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有する者が専属する業者として規則で定めるところにより町長が指定した者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(排水設備等の工事の検査)

第9条 排水設備の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、町の職員の検査を受けなければならない。

2 前項の検査をした場合において、その工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備の新設等を行った者に対し、規則で定めるところによ

り検査済証を交付するものとする。

第3章 公共下水道の使用

(除害施設の設置等)

第10条 法第12条第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 温度 45度未満
- (2) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (3) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (4) よう素消費量 1リットルにつき220ミリグラム未満

2 前項の規定は、1日当たりの平均的な汚水の量が10立方メートル未満である者については、適用しない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

第11条 法第12条の10第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（法第12条の2第1項又は第5項の規定により、公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。

- (1) 令第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。ただし、同条第3項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (4) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (5) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (6) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (7) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので公害の防止に関する条例（昭和48年長野県条例第11号）により、当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に関わる数値

2 前項の規定は、同項各号に掲げる物質又は項目のうち規則で定める量の汚水を排出する使用者

については適用しない。

(特定事業場からの汚水の排除の制限)

第12条 特定事業場からの汚水を排除して公共下水道を使用する者は、法第12条の2第3項及び第5項の規定により、次に定める基準に適合しない水質の汚水を排除してはならない。

- (1) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (2) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (3) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
 - ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
 - イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下

2 特定事業場から排除される汚水に係る前項各号に規定する水質の基準は、当該汚水が河川その他公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合において、水濁法の規定による総理府令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるときは、同項の規定にかかわらず、その基準とする。

(除害施設の設置等の届出)

第13条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、工事着手日の30日前までに、その旨を町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(除害施設の計画変更の指示)

第14条 町長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る除害施設を設置しようとする工場又は事業場から公共下水道に排除される汚水の水質が、公共下水道への排出口において第10条又は第11条に規定する基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る除害施設の構造又は汚水の処理の方法に関する計画の変更を指示することができる。

(除害施設の実施の制限)

第15条 第13条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置し、又は除害施設の構造若しくは汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 町長は、第13条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(排除の停止又は制限)

第16条 町長は、公共下水道への排除が次の各号のいずれかに該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が管理上必要があると認めたとき。

(除害施設の承継)

第17条 第13条の規定による届出をした者から、その届出に係る除害施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第13条の規定による届出をした者について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の設定により、第13条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その旨を町長に届け出なければならない。

(水質管理責任者の選任及び届出)

第18条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところによりその維持管理に関する業務を行う水質管理責任者（以下「責任者」という。）を選任し、7日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、責任者を変更した場合にも同様とする。
- 3 責任者の資格は、規則で定める。

(責任者の変更指示)

第19条 町長は、責任者が前条第1項に規定する業務を怠った場合は、除害施設の設置者に対し、責任者の変更を指示することができる。

(水質の測定義務等)

第20条 法第12条の11第1項の規定により継続して政令で定める水質の汚水を排除して公共下水道を使用する者及び継続して汚水を排除し、公共下水道を使用する特定施設の設置者は、当該汚水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(除害施設設置者からの報告の徴収)

第21条 町長は、公共下水道を適性に管理するために必要な限度において、除害施設の設置者（特定施設の設置者を除く。）から、その汚水を排除する工場又は事業場の状況及び除害施設から排除する汚水の水質に関し、報告を徴し、又は資料の提出を求めることができる。

(使用開始の届出)

第22条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

2 法第11条の2、第12条の3、第12条の4又は第12条の7の規定による届出をした者は、前項の規定による届出をした者とみなす。

(使用者の変更届)

第23条 使用者に変更があった場合において新たに使用者となった者は、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第24条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料は、2使用月ごとにまとめて、納入通知書により徴収する。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用料は、2使用月ごとに定める納付期日までに納付しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、町長は、土木建築に関する工事の施行に伴う排水のため公共下水道を使用する場合その他公共下水道を一時使用する場合において必要と認めるときは、使用料を概算使用料として前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったときその他町長が必要と認めるときに行う。

(基本使用料の徴収)

第25条 公共下水道の使用を休止又は廃止した旨を届出なき場合は、別表第1に定める基本使用料を徴収する。

(使用料の額)

第26条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ別表第1に定めるところにより算定した合計額に、消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

(排除汚水量の認定)

第27条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とし、隔月に計算されるものについては、その使用水量に2分の1を乗じて得た使用水量を1使用月の水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、それぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して、町長が認定する。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用者の態様を勘案して、規則で定めるところにより町長が認定する。

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量が、その営業に伴う排除汚水量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより毎使用月の排除汚水量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に町長に提出しなければならない。この場合において、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載事項を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。

2 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。ただし、使用した日数が15日以下の場合は、基本使用料を2分の1とし、この場合において、汚水量が基本水量を超えるときは、1使用月分として算定する。

(計測装置の取付け等)

第28条 町長は、前条第1項第2号及び第3号に規定する汚水の量を認定するために必要があると認めるときは、適当な箇所に計測するための装置（以下「計測装置」という。）を取り付けることができる。この場合、使用者から別表第2に定めるところにより、計測装置使用料を徴収する。ただし、使用月の中途において、計測装置に変更があった場合は、変更のあった日の属する使用月分から当該変更後の口径の料金を適用する。

(資料の提出)

第29条 町長は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(手数料)

第30条 町長は、第7条及び第8条に掲げる事務について、当該事務の申請者から、別表第3に定める手数料を申請の際に徴収する。

2 既納の手数料は、返還しない。

(使用料等の督促)

第31条 町長は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」と

いう。)を納期限までに納付しない者があるときは、規則で定める督促状を発行して督促する。

2 督促状を発行したときは、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。

(使用料等の減免)

第32条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

第5章 雑則

(改善命令)

第33条 町長は、公共下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(行為の許可)

第34条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書に次に掲げる図面を添付して町長に提出しなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1) 施設又は工作物その他の物件(排水設備を除く。以下「物件」という。)を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した図面

(許可を要しない軽微な変更)

第35条 法第24条第1項の条例で定める軽微な変更は、公共下水道の施設の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない物件で同項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であって、同項の許可を受けた者が当該物件の設置の目的に附随して行うものとする。

(占用)

第36条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的

(2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間

- (3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所
- (4) 占用物件の構造
- (5) 工事实施の方法
- (6) 工事の期間
- (7) 公共下水道の復旧の方法

2 町長は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。

3 前項の占用料の徴収については、飯綱町道路占用料徴収条例（平成17年飯綱町条例第108号）の規定を準用し規則で定める。

（占用許可の基準）

第37条 町長は、公共下水道の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に電線及び令第17条の3に規定する物件（以下この条及び次条において「電線等」という。）の占用に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占用が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占用を許可することができる。

- (1) 電線等を設置する箇所が下水の排除及び暗渠(きよ)の管理上支障のない箇所であること。
- (2) 電線等を設置する管渠(きよ)の断面積に占める当該電線等の断面積の割合が原則として1パーセント以下であり、かつ、電線の本数が下水の排除及び暗渠(きよ)の管理上支障のない本数であること。
- (3) 電線の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のものであること。
- (4) 電線等の設置に係る工事及び維持管理の方法は、暗渠(きよ)の構造及び機能に影響を及ぼさないものであり、かつ、公共下水道管理者の監理のもとに行われること。
- (5) 電線等は、原則として電圧のかからないものとする。
- (6) その他公共下水道管理上支障とならないものであること。

（占用期間）

第38条 第36条第1項の規定による占用の期間は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づいて設ける電線等にあつては10年以内とし、その他のものにあつては5年以内とする。

（原状回復）

第39条 第36条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、その許可により占用の期間が満了したとき、又はその目的を廃止したときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、町長が原状に回復することが不相当であると認めたときは、この限り

でない。

2 前項の規定により占用物件を除却しようとするときは、当該占用物件を除却する日の7日前までに町長に届け出なければならない。

3 町長は、第36条第1項の占用の許可を受けた者に対して、第1項の原状回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(特別の必要による取付管の新設等の許可)

第40条 使用者は、特別の必要による取付管の新設等を行おうとするときは、あらかじめ申請書を提出し、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の新設工事は、原則として、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年飯綱町規則第80号）に基づく指定工事店とする。

3 前項の規定による取付管の新設等に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(公共下水道の汚水管渠(きよ)の付近での掘削)

第41条 公共下水道の汚水管渠(きよ)の付近で掘削工事を行おうとする者は、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

第6章 罰則

第43条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項若しくは第2項の規定による確認を受けずに排水設備等の工事を実施した者又は同条第1項若しくは第2項の規定による申請書若しくは書類に不実の記載のあるものを提出した者
- (2) 第8条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設等を行って第9条第1項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第10条又は第11条の規定に違反した使用者
- (5) 第13条、第17条第3項、第18条第2項に規定する届出を怠り、又は不実の届出を行った者
- (6) 第14条、第19条又は第39条第3項の規定による指示に従わなかった者
- (7) 第15条第1項の規定に違反した届出者
- (8) 第18条第1項の規定に違反して責任者の選任を怠った者
- (9) 第20条に規定する記録を怠り、又は不実の記録をした者

- (10) 第21条に規定する報告若しくは資料の提出を拒み、若しくは怠り、又は不実の報告をし、若しくは不実の資料を提出した者
- (11) 第27条第1項第3号の規定による申告書に不実の記録のあるものを提出した者
- (12) 第29条の規定による資料の届出を求められてこれを拒み、若しくは怠り、又は不実の資料を提出した者
- (13) 第33条に規定する命令に違反した者
- (14) 第34条の規定による申請書又は書類に不実の記載のあるものを提出した者
- (15) 第36条の規定による許可を受けないで当該行為又は占用した者
- (16) 第40条第1項の規定による申請書に不実の記載のあるものを提出した者又は同項の規定に違反して取付管の新設等の工事を実施した者

第44条 偽りその他不正な手段により使用料又は手数料及び占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第45条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日の前日までに、合併前の飯綱行政組合特定環境保全公共下水道条例（平成9年飯綱行政組合条例第7号。以下この条において「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

（福井団地区域の使用料の特例）

第3条 平成24年4月から平成26年3月までの福井団地区域の使用料は、第25条、第26条及び別表第1の規定にかかわらず、次の表により算定した額とする。

1 使用月当たり 使用料	平成24年 4 月から 平成24年 9 月まで	平成24年10月から 平成25年 3 月まで	平成25年 4 月から 平成26年 3 月まで	備考	
基本使用料	600円	700円	700円	平成24年10月から	
使 用 水 量	1 m ³ から 40m ³ まで	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき130円	算定した額に1.05 を乗じた額(10円未 満切捨て)とする。
	41m ³ から 100m ³ まで	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき145円	
	101m ³ 以上	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき110円	1 m ³ につき160円	

附 則 (平成22年 9 月24日 条例第27号)

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 3 月26日 条例第 9 号)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(飯綱町福井団地終末処理施設条例及び飯綱町福井団地排水処理施設処理事業受益者分担金に関する条例の廃止)

第 2 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 飯綱町福井団地終末処理施設条例 (平成17年飯綱町条例第81号)
- (2) 飯綱町福井団地排水処理施設処理事業受益者分担金に関する条例 (平成17年飯綱町条例第82号)

(飯綱町福井団地終末処理施設条例の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 この条例の施行前に前条の規定による廃止前の飯綱町福井団地終末処理施設条例 (以下この条において「旧条例」という。) の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の飯綱町特定環境保全公共下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 旧条例の規定により課した又は課すべきであった終末処理施設使用料その他の徴収金の取扱いについては、なお旧条例の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお旧条例の例による。

(飯綱町福井団地排水処理施設処理事業受益者分担金に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第 4 条 附則第 2 条の規定による廃止前の飯綱町福井団地排水処理施設処理事業受益者分担金に関する条例の規定により課した又は課すべきであった分担金の取扱いについては、なお同条例の例

による。

(飯綱町特別会計設置条例の一部改正)

第5条 飯綱町特別会計設置条例(平成17年飯綱町条例第42号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(飯綱町特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 前条の規定の施行の際現に存する福井団地終末処理場管理事業特別会計の決算については、同条の規定による改正後の飯綱町特別会計設置条例第1条の規定は適用せず、前条の規定による改正前の飯綱町特別会計設置条例第1条の規定は、なおその効力を有する。

2 福井団地終末処理場管理事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計に帰属するものとする。

(飯綱町基金条例の一部改正)

第7条 飯綱町基金条例(平成17年飯綱町条例第47号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月29日条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月15日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前から継続して飯綱町公共下水道を使用している者に係る使用料であつて、適用日から平成26年4月30日までの間に使用料の額が確定するもの(適用日以後初めて使用料の額が確定する日が同月30日後であるもの(以下「特定使用料」という。))にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分)に係る率については、なお従前のとおりする。

3 前項に規定する特定使用料のうち、なお従前のとおり率を適用する部分は、同項に規定する特定使用料のうち、適用日以後初めて確定する使用料の額を前回確定日(その直前の使用料の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から適用日以後初めて使用料の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。

4 前項の月数は、暦にしたがって計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす

る。

附 則（令和元年12月20日条例第30号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第25条、第26条関係）

下水道使用料〔1使用月当たり〕

（1）基本使用料 700円

（2）累進使用料

使用水量	料金（1使用月当たり）
1㎥から40㎥まで	1㎥につき 150円
41㎥から100㎥まで	1㎥につき 180円
101㎥以上	1㎥につき 210円

別表第2（第28条関係）

計測装置使用料

（1月につき）

量水器の内径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル
	トル	トル	トル	トル	トル	トル
使用料（1個）	（円） 200	300	400	500	600	1,000

別表第3（第30条関係）

手数料

（1）設計審査手数料（1件につき） 500円

（2）交付手数料

区分	手数料の額
指定工事店の指定	新規1件につき 10,000円
	継続1件につき 5,000円